

# 地銀協レポート

Vol.4

2022年2月16日公表

## レポート

地方銀行のサステナブルファイナンスへの取り組み

業務部

改正銀行法を契機とした新たな銀行ビジネスの展開

企画調査部

## 協会ニュース

「古民家等歴史的資源の活用支援」事例の公表

地方税統一QRコードの導入に関する全行説明会の開催

2022年度事業計画の策定

## 統計グラフ

地方銀行の都道府県別の店舗分布状況





取り組み

地方銀行のサステナブルファイナンスへの

業務部

## 要旨

世界各地で異常気象が相次ぐなか、国内外において気候変動問題への関心が急速に高まっています。地域経済を支える地方銀行は、気候変動問題への対応を経営上の課題として認識したうえで、地域課題を解決するための中長期的な視点をもって、お取引先の本業支援や融資等、幅広い取り組みを行っていくことが期待されています。

すでに各地の地方銀行において、地域の実情やお取引先の特徴等に応じたサステナブルファイナンスへの取り組みが始まっています。その形態は、製造事業者への省エネに向けた融資から、地方公共団体や不動産事業者、金融事業者へ向けた支援まで、多岐にわたっています。

## 1. はじめに～気候変動問題への関心の高まり～

近年、世界各地で記録的な豪雨発生や猛暑日の増加などの異常気象が相次ぎ、気候変動が生態系や経済活動に与える影響が次第に明らかになるなか、国内外において気候変動問題への関心が急速に高まっています。

国際社会においては、気候変動問題に対処するためのルール作りが進められています。2015年にはパリ協定が採択され、世界共通の目標として「平均気温上昇を産業革命以前に比べて2より十分低く保ち、1.5に抑える努力をする」ことが掲げられました<sup>1</sup>。さらに、昨年11月に英国のグラスゴーで開催されたCOP26では、パリ協定の1.5目標の達成へ向けて、今世紀半ばには世界

のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにすること（カーボンニュートラル）が必要であるとして、全ての締約国に野心的な気候変動対策を呼びかけています<sup>2</sup>。

わが国においても、2020年10月、菅首相（当時）が、所信表明演説において、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言<sup>3</sup>しました。さらに、2021年4月の気候サミットでは、2030年度における温室効果ガスを46%削減（2013年度比）することを表明しています<sup>4</sup>。

いまや、私たちの日常生活の中でも、「気候変動問題」や「カーボンニュートラル」といった言葉を頻繁に見聞きするようになりました。

## 2. 地方銀行に求められる役割～地域と連携し持続可能な発展を後押し～

地域においても、気候変動問題やカーボンニュートラルへの対応は、産業競争力を維持・向上するうえで重要な要素となっており、持続可能な発展を実現するための喫緊の課題となっています。地域経済を支える地方銀行には、お取引先企業の温室効果ガス排出量の削減や、地域全体のカーボンニュートラルへの取り組みに、金融面からかかわっていくことが期待されています。

こうしたなか、TCFD提言<sup>5</sup>への賛同を表明する地方銀

行が急増しており、2月10日時点で51行となっています。また、各行において、SDGs/ESGを意識した融資方針の策定や、お取引先に対するカーボンニュートラルへの支援等の取り組みが拡大しつつあります。以下では、そのなかでも、地方銀行にとっての本業の一つである「融資」の分野から、「サステナブルファイナンス」への取り組みをご紹介します。

<SDGs/ESGを意識した融資方針の有無>



<お取引先に対するカーボンニュートラルへの取り組み支援>



【主な支援事例】

- ✓省エネ・環境負荷低減に向けたコンサルティングの実施
- ✓お取引先向け省エネ対策セミナーの実施
- ✓太陽光発電設備、再エネ由来電力を販売する提携先企業等を顧客に紹介
- ✓温室効果ガスの排出量把握に専門的知見を持つ会社と業務提携し、排出量の可視化や削減目標の設定に対してコンサルティングを実施
- ✓県有林Jクレジット（排出量取引）のお取引先企業への斡旋

SDGs/ESGを意識した融資方針の策定や、お取引先に対するカーボンニュートラルへの支援等の取り組みが拡大しつつあることが見て取れる（当協会アンケート（2021年10～11月実施）結果より作成）

### 3. サステナブルファイナンスとは

サステナブルファイナンスとは、「持続可能な社会を実現するための金融」<sup>6</sup>であり、パリ協定やCOP26などで示された目標の達成に向けて、その大幅な拡充が求められています。例えば、2021年10月に公表された国際エネルギー機関（IEA）の試算によると、世界の平均気温上昇を1.5 以下に抑えるためには、2030年までにクリーンエネルギープロジェクトなどへの年間投資額を4兆ドル近くまで引き上げる必要があるとされています<sup>7</sup>。

一口に「サステナブルファイナンス」といっても、グリーンプロジェクトに資金供給するための「グリーン

ローン」、気候変動対応等に関する野心的な目標達成への取り組みと融資条件等を連動させる「サステナビリティ・リンク・ローン」、企業活動が環境・経済・社会に及ぼすインパクトを包括的に評価する「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」など、様々なタイプがあります。

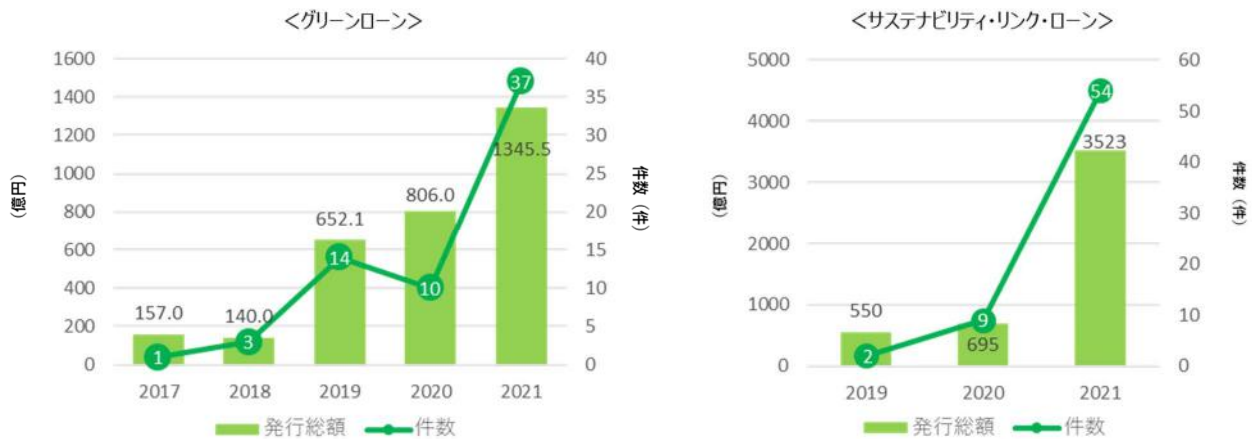
国内における融資金額をみると、グリーンローンが2017年の157億円から2021年には1,345億円に、サステナビリティ・リンク・ローンが2019年の550億円から2021年には3,523億円にと、ここ数年で大幅に増加していることが見て取れます。

#### 【サステナブルファイナンスの主な類型】

<h2>グリーンローン</h2>									
<b>定義</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達する際に用いられる融資。</li> <li>具体的には、①調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて融資後のレポーティングを通じ透明性が確保されたもの。</li> </ul>								
<h2>サステナビリティ・リンク・ローン</h2>									
<b>定義</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借り手が野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）を達成することを奨励するローン。</li> <li>具体的には、①借り手の包括的な社会的責任に係る戦略で掲げられたサステナビリティ目標とSPTsとの関係が整理され、②適切なSPTsを事前に設定してサステナビリティの改善度を測定し、③それらに関する融資後のレポーティングを通じ透明性が確保されたもの。</li> </ul>								
<b>主な特徴</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 借り手がサステナビリティに関する野心的なSPTsに向けて行動し、その改善度合と融資条件が連動している。</li> <li>② グリーンローンと異なり、調達資金の融資対象が特定のプロジェクトに限定されない。</li> <li>③ それらについて融資後のレポーティングを通じ透明性が確保される。</li> </ol>								
<h2>ポジティブ・インパクト・ファイナンス</h2>									
<b>定義</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「インパクトファイナンスの基本的考え方」（2020年7月公表）において、以下の要素を満たすものと定義。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>要素①</td> <td>投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの</td> </tr> <tr> <td>要素②</td> <td>インパクトの評価およびモニタリングを行うもの</td> </tr> <tr> <td>要素③</td> <td>インパクトの評価結果およびモニタリング結果の情報開示を行うもの</td> </tr> <tr> <td>要素④</td> <td>中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの</td> </tr> </table>	要素①	投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの	要素②	インパクトの評価およびモニタリングを行うもの	要素③	インパクトの評価結果およびモニタリング結果の情報開示を行うもの	要素④	中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの
要素①	投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの								
要素②	インパクトの評価およびモニタリングを行うもの								
要素③	インパクトの評価結果およびモニタリング結果の情報開示を行うもの								
要素④	中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの								
<b>フロー</b>									

環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」、「インパクトファイナンスの基本的考え方」より

## 【国内におけるサステナブルファイナンスの組成額】



環境省「グリーンファイナンスポータル」(2022年1月10日時点)より当協会作成

### 4. 地方銀行のサステナブルファイナンス～地域課題に応じて多様な事業者を支援～

地方銀行においても、地域の実情やお取引先の特徴等に応じた様々なサステナブルファイナンスの取り組みが始まっています。

例えば、愛媛県に本店を置く**伊予銀行**は、2021年8月、船舶のエンジン製造等を行う事業者とサステナビリティ・リンク・ローン契約を締結し、売上高当たりのCO<sub>2</sub>排出総量、電力使用量、ガソリン使用量等の削減(2018年から2030年までの間に46%削減)を目標として、工場建設資金の融資を行っています。

また、**滋賀銀行**は、2021年9月、地元の地方公共団体に対して、地球環境に配慮した効率的なゴミ処理施設の建設資金として、約28億円のグリーンローンを実行しました。地方公共団体へのグリーンローンとしては国内初

であり、ゴミ焼却時の熱エネルギーを活用して発電を行うことで、CO<sub>2</sub>排出量の削減につながる取り組みです。

複数の銀行による広域連携の取り組みもみられます。

**千葉銀行**などの9行は、2021年7月、総合不動産事業者に対して、販売する住宅への省エネ設備機器の導入等による温室効果ガスの総排出量削減(2030年度までに2019年度対比で35%削減)を目標として、サステナビリティ・リンク・ローンに取り組み、110億円の運転資金を融資しました。

次頁では、以上の3事例を含め、具体的な事例をいくつか紹介しています。製造事業者への省エネに向けた融資から、地方公共団体や不動産事業者、金融事業者へ向けた支援まで、多岐にわたる取り組みが行われています。

### 5. おわりに～サステナブルな世界の実現に向けて～

地方銀行はこれまでも、地域における人口減少や経済構造の変化、最近では新型コロナウイルス感染症の拡大への対応など、地域が抱える様々な課題に正面から向き合い、その解決のために注力してきました。気候変動問題への対応においても、地域のカーボンニュートラル化を促し、それを地域の成長戦略につなげていくうえで、地域をよく知る地方銀行の果たせる役割は大きいと考えられます。本稿でご紹介させていただいたサステナブルファイナンスへの取り組み以外にも、地方銀行による取

組みは日々新たに生まれており、ぜひその動向に注目いただければと思います。

なお、当協会自身も、2020年6月にTCFD提言への賛同を表明し、地方銀行のSDGs/ESGや気候変動問題への取り組みを支援するため、各種研究会の開催、開示・シナリオ分析の研究、好事例の横展開等の活動を行っています。今後もこのような取り組みを深化させ、サステナブルな世界の実現に向けた対応を積極的に推進してまいります。

<sup>1</sup> 外務省「『パリ協定』に基づく成長戦略としての長期戦略」

<sup>2</sup> 環境省「国連気候変動枠組条約第26回締約国会合(COP26)結果概要」

<sup>3</sup> 環境省「脱炭素ポータル」

<sup>4</sup> 外務省「気候サミット 菅総理御発言」

<sup>5</sup> TCFDはTask Force on Climate related Financial Disclosuresの略。2015年4月の金融安定理事(FSB)によって設立された、気候関連財務情報開示タスクフォース。気候変動の影響を個々の企業が財務報告において公表することを求めるもの。

<sup>6</sup> 金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議報告書 持続可能な社会を支える金融システムの構築」

<sup>7</sup> IEA" Executive summary - World Energy Outlook 2021 " ( <https://www.iea.org/reports/world-energy-outlook-2021/executive-summary> )



### 東海ドック工業株式会社への CO2排出総量、電力使用量等の削減に向けた支援

サステナビリティ・リンク・ローン



- 東海ドック工業株式会社は、船舶主機関エンジンおよび陸上プラント用の熱交換器の製造等を事業内容としている。「現状に満足しない企業経営」「高品質・短納期・低価格」を追求しNo 1 企業を目指す」を経営理念に掲げ、以下の取り組みを行っている。
  - ① 世界レベルでの先進的テクニックの開発
  - ② 様々な経験をデータとして蓄積し、最善の方法を迅速に提案
  - ③ 生産効率の向上により、コスト削減と地球環境保護
- 2021年11月、同社に対して、工場建設資金として、1億6,000万円を融資し、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）の達成状況に応じて融資条件の優遇等を実施。
- 具体的には、売上高あたりの「CO2排出総量」、「電力使用量」、「ガソリン使用量」、「軽油使用量」、「LPガス使用量」をSPTsとして設定。2018年から2030年までの間に、SPTsの各数値を46%削減すること（年間3.83%の削減）を目標とする。



（出所）伊予銀行ニュースリリース



### 守山市への 環境に配慮したゴミ処理施設の建設に向けた支援

グリーンローン



- 守山市は、滋賀県の南西部に位置し、古くから琵琶湖と野洲川の恵みに支えられる自然豊かなまちであり、豊かな自然環境と美しい景観の保全やそれらと調和のとれた良好な生活環境の創出に取り組んでいる。
- 2021年9月、同市に対して、新環境センターの建設資金として、約28億円を融資。
- 新環境センターでは、最先端の技術を導入し、ごみ焼却時の熱エネルギーを活用して発電する「サーマルリサイクル」を行い、熱エネルギーの有効活用と地球環境保護に貢献。発電設備による年間予定発電量は5,820MWhとなっており、本施設で使用する電力に充当することでCO2排出量の削減につなげるとともに、余剰電力については電力会社へ売電される予定。



（出所）滋賀銀行ニュースリリース、ミニディスクロージャー誌



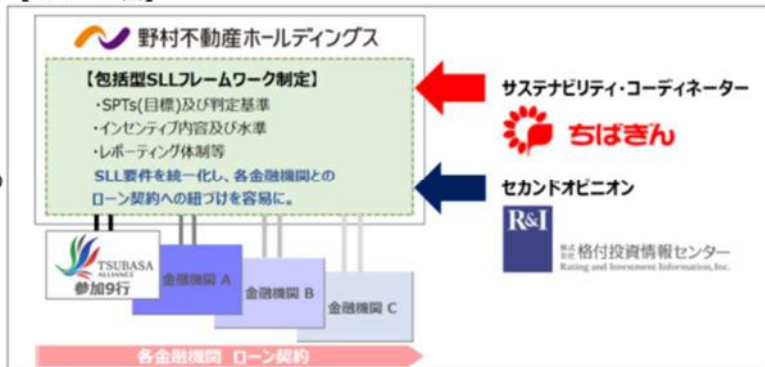
### 野村不動産ホールディングス株式会社への 温室効果ガス排出量削減に向けた支援

サステナビリティ・リンク・ローン



- 野村不動産ホールディングス株式会社に対して、包括型サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク（包括型SLLフレームワーク）の策定支援を行うとともに、包括型SLLフレームワークに基づくサステナビリティ・リンク・ローン（SLL）を実施。
- 包括型SLLフレームワークに基づき、地銀広域連携の枠組みであるTSUBASAアライアンスの参加行のうち9行が協調し、運転資金として110億円を融資。また、今後、他の金融機関が同社に対しSLLに取り組む際の枠組みとして包括型SLLフレームワークを活用することにより、その輪を広げていくことが可能となる。
- SLLは、温室効果ガス総排出量の削減率を目標（2030年度までに2019年度対比で35%削減）としており、同社の中核事業である住宅部門における省エネ設備機器の導入等を行うこととしている。目標の達成状況に応じて金利の優遇措置を適用することで、持続可能な経済活動および経済成長を促進し、継続的に支援することを目的としている。

【スキーム図】



（出所）千葉銀行ニュースリリース



## ワタミ株式会社への 食品リサイクル・ループの構築へ向けた支援

サステナビリティ・リンク・ローン



【食品リサイクル・ループのイメージ】

- ワタミ株式会社は、外食・宅食事業者であり、循環型社会の実現に向けて、食品リサイクルを適正かつ積極的に推進することを掲げている。
  - 同社に対して、成長投資資金および既存事業投資として、3億円を融資。「食品リサイクル・ループ」\*の構築をSPTsとして、食品リサイクル法における再生利用事業計画の認定を2026年9月までにすべての食品製造工場において取得することを目指している。
- \*食品関連事業者・再生利用事業者・農業生産者が、それぞれの役割を果たすことによってリサイクルの「環」を完成させ、食のバリューチェーンの確立によって、トレーサビリティがより明確になり、消費者に安全・安心な農畜産物を提供することができる仕組み。

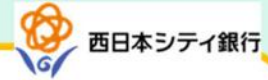


(出所) 横浜銀行、ワタミ株式会社ニュースリリース



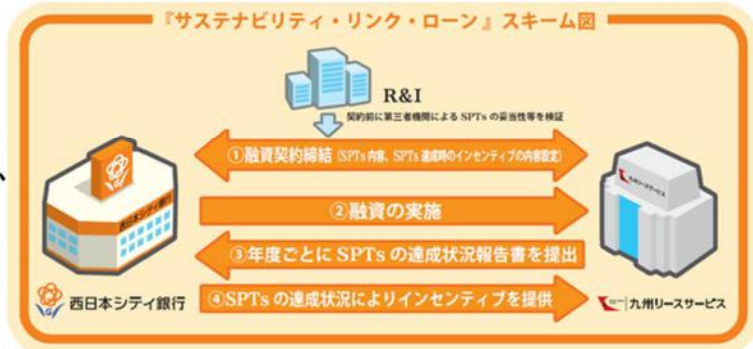
## 株式会社九州リースサービスへの 環境関連営業資産残高の増加へ向けた支援

サステナビリティ・リンク・ローン



- 株式会社九州リースサービスは、リース・割賦事業を中心にファイナンス事業、不動産事業、フィジカル事業、環境関連事業などを展開する総合金融サービス企業（東証一部上場）。持続可能な社会の実現を目指した事業を推進するため、中期経営計画において、社会的にニーズの高まっている「環境関連分野」に注力することを掲げている。
- 同社に対して、運転資金として、10億円を融資。2022年3月期以降の環境関連営業資産\*残高の計画値をSPTsとし、達成状況によりインセンティブを付与。

【スキーム図】



\*LEDやEV車両、再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電所等）など、環境配慮・省エネに関する資産。

(出所) 西日本シティ銀行ニュースリリース



## エネジン株式会社への 環境・社会・経済へのインパクトを評価した支援

ポジティブ・インパクト・ファイナンス



- エネジン株式会社は、LPガスの卸売・小売事業者で、主力の「LPガス事業」のほか、「環境・新エネルギー事業」や「ハウジング & ライフサポート事業」を展開。
- 本業を通じたSDGs活動を実践する同社の企業活動が環境・社会・経済に与えるインパクトについて、外部評価機関の協力を得て評価を実施したうえで、運転資金として1億円を融資。

【インパクト評価の具体的な内容】

環境面	社会面	経済面
<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業活動、地域活動を通じた環境負荷の低減(創エネ・省エネ機器の普及促進、地域の小学生や住民向けの啓発活動の実施)</li> <li>・エネルギー使用量の削減(LED照明、ガスヒートポンプ、LPガス車への切り替え、太陽光発電導入、配送効率向上によるCO<sub>2</sub>削減)</li> <li>・ガス漏れによる汚染の防止(ガス漏れによる大気、水質、土壌等の汚染防止)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との連携による防災・防犯対策(地元企業や自治会等との協定に基づいた防災対策・啓発活動の実践、警察署と連携した防犯活動の実施)</li> <li>・保安体制の徹底とBCP対策(保安・危機管理に関する方針・体制・教育の徹底と、有事の際のBCPの随時見直し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業との連携による戦略的CSRの推進(地域の課題解決と自社のブランディングを同時に達成する「CAMS事業」の促進)</li> <li>・ITを積極活用した業務効率化と顧客満足度向上(「LPガス自動検針用通信サービス」の普及などを通じた、労働時間の短縮、業務効率化、品質・顧客満足度の向上を実現)</li> </ul>

(出所) 静岡銀行ニュースリリース



要 旨

昨年11月に施行された改正銀行法により、銀行グループの業務範囲規制や出資規制が大幅に緩和され、銀行グループにおいて、これまでより幅広いサービスの提供が可能となりました。

地方銀行は、この規制緩和を契機に、地域の状況やお客さまのニーズを踏まえた新たなビジネスの可能性について検討を進めています。

当協会は、各行が創意工夫を凝らして、地域経済の活性化にさらに貢献できるよう、各行の取り組みをサポートするとともに、残された業務範囲規制の撤廃・緩和に向け、引き続き、政府に対し要望・働きかけを行ってまいります。



## 1. 令和3年銀行法改正による業務範囲規制等の緩和

銀行は、日本経済の回復・再生を支える「要」として、以下のような重要な役割を果たしていくことが期待されています。

人口減少や少子高齢化に直面する地域の社会経済の課題解決への貢献

ポストコロナに向けた対応（サービス提供の非対面化・デジタル化等）を進める企業に対する力強い支援

「目利き力」のさらなる強化による成長分野への資金供給

このため、社会経済において期待される役割を果たそうとする銀行の取り組みを後押しする観点から、昨年11月22日に改正銀行法<sup>1</sup>が施行され、銀行グループの業務範囲規制や出資規制が緩和されました。

具体的には、銀行の子会社・兄弟会社が取り扱える業務として、地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務が追加されるとともに、銀行本体で取り扱える業務として、システム販売や人材派遣等が追加されました。また、銀行グループが、出資を通じて地域活性化に幅広く取り組めるようにする措置等も講じられました。

### 【改正銀行法の主な内容】

#### 業務範囲規制

< 銀行の子会社・兄弟会社（銀行業高度化等会社） >

▶ 取り扱える業務として、地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務を追加（銀行の創意工夫次第で幅広い業務を営むことが可能）。

< 銀行本体 >

▶ 取り扱える業務として、システム販売、登録型人材派遣、データ分析・広告、幅広いコンサルティング・ビジネスマッチング等を内閣府令に列挙。

#### 出資規制

< 投資専門会社の業務範囲 >

▶ 投資専門会社が取り扱える業務として、コンサルティング・ビジネスマッチング等を追加（ハンズオン支援能力の強化）。

< 投資専門会社を通じた出資上限 >

▶ 非上場の地域活性化事業会社に対する出資上限を緩和（50%→100%）。

## 2. 新たな銀行ビジネスの可能性

地方銀行は地域の課題解決や地方創生の実現に向けて、これまでさまざまな取り組みを行ってきました。今回の業務範囲規制の緩和により、地方銀行グループにおいて、これまでよりも幅広いサービスの提供が可能になりました。

具体的な取り組みは、地域の状況やお客さまのニーズを踏まえて各行がそれぞれの経営判断により行うものですが、以下では銀行が採り得る新たなビジネスの可能性について触れることとします。

### (1) 銀行業高度化等会社の活用

2017年に導入された銀行業高度化等会社制度は、銀行が、銀行業の高度化または銀行の利用者利便の向上に資する業務を営む会社に対して100%まで出資することを可能とする（子会社化も含む）ものです。

改正前の銀行法に基づき、地方銀行グループが設立した銀行業高度化等会社は15社あります。このうち12社は、地元産品等の販路開拓、新商品開発・ブランディングの支援等を行う地域商社や、消費者向けに地元産品を販売するECモールの運営を行う会社です<sup>2</sup>。その他、システムの開発やデータ分析等を行う会社があります。

このように、改正前の法律に基づく銀行業高度化等会社が営む業務は、地域商社やフィンテック関連がほとんどでした。

今回の銀行法改正により、銀行業高度化等会社の業務の外縁が拡大され、地域の活性化、産業の生産性向上その他の持続可能な社会の構築に資する幅広い業務を営むことが可能になりました。

例えば、これまで地域商社において、在庫保有や製造・加工を担うことは原則認められていませんでしたが、金融庁の認可取得を条件として、これらを含めた幅広い業務を営むことが可能となりました。これにより、地域商社が商品の製造・加工まで担うことや在庫を保有し物流に関与すること等が考えられます。

この他にも、地域の状況やお客さまのニーズに合わせ、既存の銀行業にとらわれない様々なサービスを提供できる可能性があり、各行の創意工夫が期待されています。

【地方銀行グループが設立した銀行業高度化等会社（2021年末時点、当協会調べ）】

主要な業務	銀行業高度化等会社名（括弧内は設立した地方銀行グループ名）
<p><b>地域商社（ECモール含む）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先の販路拡大支援</li> <li>・販売・事務代行</li> <li>・新商品開発・ブランディング支援</li> <li>・マーケティング戦略立案支援</li> <li>・ECモールの運営</li> <li>・各種イベント企画・運営 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・manorda いわて（岩手銀行）</li> <li>・詩の国秋田（秋田銀行）</li> <li>・TRY パートナース（山形銀行）</li> <li>・ちばざん商店（千葉銀行）</li> <li>・北國マネジメント（北國銀行）</li> <li>・三十三総研（三十三銀行）</li> <li>・せとのわ（中国銀行）</li> <li>・Shikokuブランド（阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行）</li> <li>・阿波銀コネク（阿波銀行）</li> <li>・さざんコネク（佐賀銀行）</li> <li>・With みやざき（宮崎銀行）</li> <li>・みらいおきなわ（沖縄銀行）</li> </ul>
<p><b>デジタル・システム関連</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム等の企画・開発・運用</li> <li>・IT、金融、フィンテック、産業、市場及び地域開発等に関する調査・研究 等</li> <li>・金融機関・自治体等向けシステムの開発等</li> <li>・データ管理・分析・改善、AI活用による効率化支援</li> <li>・広告サービス、プロモーション支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィンクロス・デジタル（池田泉州銀行、きらぼし銀行、群馬銀行、山陰合同銀行、四国銀行、千葉興業銀行、筑波銀行、福井銀行）</li> <li>・紀陽情報システム（紀陽銀行）</li> <li>・データ・キュービク（山口フィナンシャルグループ）</li> </ul>

(2) 銀行本体で取り扱える業務の拡大

今回の銀行法改正により、銀行の経営資源の有効活用の観点から、銀行本体で取り扱える業務として、システム販売、人材派遣、データ分析・広告等が追加されました。

**システム販売**

当協会が2020年度に政府に提出した規制改革・行政改革要望<sup>3</sup>等を踏まえ、銀行が自行単独または他の事業者と共同で開発したシステムやアプリの販売を行うことができるようになりました。

地方銀行は、これまでもコンサルティング機能の発揮等により、地域のお取引先の事務効率化や生産性向上に向けた支援を行ってきました。今回の改正を受け、お取引先のデジタルトランスフォーメーションの推進に向けて、銀行が開発したシステムの販売とコンサルティングを組み合わせたワンストップ型の支援を行うことが考えられます。

**人材派遣**

2018年3月、銀行がお取引先に対して人材紹介サービスを提供できることが明確化されました。少子高齢化や大都

市圏への人口集中を背景に、地方部の企業が深刻な人手不足に直面している中、多くの地方銀行が、経営支援の一環として、人材紹介サービスを提供しています<sup>4</sup>。

今回、当協会が2020年度に政府に提出した規制改革・行政改革要望等を踏まえ、人材紹介に加え、銀行が登録型人材派遣<sup>5</sup>を取り扱うことも可能になりました。

この改正を活用し、お取引先のニーズにより的確に対応するため、人材紹介と人材派遣を使い分けた提案を行うことや、雇用後の企業・労働者双方のミスマッチを回避して安定的な直接雇用につなげやすい「紹介予定派遣」<sup>6</sup>に取り組むこと等が考えられます。

**データ分析・広告等**

その他、銀行本体で取り扱える業務として、データ分析・マーケティング・広告、幅広いコンサルティング・ビジネスマッチング等が内閣府令に列挙されました。銀行の幅広い顧客基盤や地域に関する情報を活用し、融資と組み合わせることで、お取引先の本業支援につなげていくことが考えられます。

(3) 出資規制の緩和

銀行グループには、銀行法と独占禁止法により、一般事業会社の議決権の取得・保有に制限が課されています（出資規制）。この例外として、グループ内の投資専門会社を通じて、上記制限を超えて事業承継会社やベンチャービジネス会社等に出資することが可能とされています。

これまで、投資専門会社は、資金供給業務とこれに付帯する業務を専ら営む会社と定義され、他の業務を併営することが認められていませんでした。今回、当協会が2020年度に政府に提出した規制改革・行政改革要望等を踏まえ、投資専門会社が取り扱える業務として、コンサルティング業務やビジネスマッチング業務等が追加され

ました。今後、投資専門会社におけるコンサルティング業務等を通じたお取引先へのハンズオンの経営支援を行うことが考えられます。

また、今回、事業の集約や再構築により地域経済の活性化に取り組む非上場の会社（地域活性化事業会社）に対し、投資専門会社を通じて100%まで出資することが可能となりました<sup>7</sup>。これまでも地方銀行グループによる地域の活性化に資する業務を営む会社への出資事例はありましたが、今後、銀行グループが出資を通じて地域経済の活性化に幅広く取り組んでいくうえで、選択肢が広がったと言えます。

### 3. 残された規制上の課題

上述のとおり、銀行法改正により、銀行グループの業務範囲規制および出資規制は大幅に緩和されました。地方銀行は、地域経済の活性化にさらに貢献できるよう、既存の銀行業務に止まらない新たなサービスの提供に向け、改正銀行法による規制緩和の活用を検討しています。当協会としては、情報提供等を通じ、そうした会員銀行の取り組みを支援しています。

一方で、一般事業会社グループに課された規制との不均衡は、残されたままとなっています。

銀行グループには、他業を営むことにより抱えるリスクによって銀行業務の健全性が損なわれることを防ぐため、業務範囲が厳しく規制されているほか、一般事業会社への出資規制が課されています。一方、銀行を保有する一般事業会社グループには、銀行主要株主としての規制<sup>9</sup>が課されているのみです。

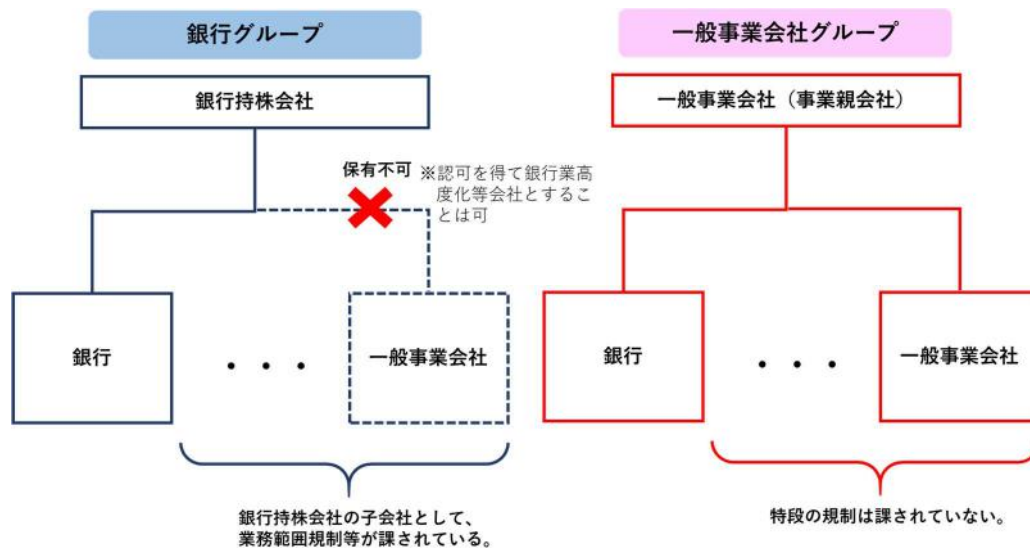
諸外国の制度をみると、米国では、銀行グループに業務範囲規制を課すとともに、一般事業会社グループにも銀行を子会社とすることができないとする規制を課しています

(双方に参入規制あり)。一方、EUでは、銀行グループの業務範囲に特段制限を課さず、一般事業会社グループが銀行を子会社とすることも可能としています(双方に参入規制なし)。以上のように、欧米では、銀行グループと一般事業会社グループの規制の公平性が確保されています。

当協会は、銀行グループと一般事業会社グループのイコールフットイングを確保する観点から、2021年11月、規制改革・行政改革要望として、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃することを政府に提出しました<sup>9</sup>。銀行を保有する一般事業会社グループにおいて、他業リスクが顕在化した事案はなく、自己資本比率規制など他の規制上の措置を講ずることによって健全性を確保すれば、必ずしも子会社・兄弟会社の業務範囲を規制する必要はないのではないか、との考えからです。

当協会は、今後も、残された銀行の業務範囲規制の撤廃・緩和に向け、政府に対し要望・働きかけを行ってまいります。

【銀行グループと一般事業会社グループの比較(イメージ)】



金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」資料より当協会作成。

<sup>1</sup> 昨年5月26日に公布された「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」。

<sup>2</sup> 地方銀行による地域商社設立等の動きについては、地銀協レポートVol.1(2021年5月19日)参照。

<sup>3</sup> 2020年度の規制改革・行政改革要望の内容は、当協会ウェブサイト([https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story\\_id=1743](https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story_id=1743))参照。

<sup>4</sup> 地銀協レポートVol.3(2021年11月17日)参照。

<sup>5</sup> 派遣会社が労働希望者をあらかじめ登録し、実際に派遣する際に、当該登録者との間で期間の定めのある労働契約を締結し、有期雇用派遣労働者として派遣すること。

<sup>6</sup> 派遣先が、派遣労働者として受け入れた後、両者の希望が合えば、派遣先が派遣労働者を直接雇用する制度。

<sup>7</sup> これまでは投資専門会社経由で50%までとされてきた。

<sup>8</sup> 銀行の議決権を5%超保有する場合は届出(銀行議決権大量保有者)、20%以上を保有する場合は事前認可(銀行主要株主)が必要。

<sup>9</sup> 詳しい要望内容は、当協会ウェブサイト([https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story\\_id=1848](https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story_id=1848))参照。

## 「古民家等歴史的資源の活用支援」 事例の公表

当協会は、古民家や伝統的建造物等を再生する会員銀行の取り組み事例を2017年5月より公表しています。

各地域には、空き家や老朽化した伝統的建造物が多く残されています。地方銀行は、このような歴史的資源を活用したレストランやゲストハウス等の開業支援を始め、様々な取り組みに対して資金面にとどまらないサポートを行っており、こうした取り組みにより、地域への旅行者の増加、雇用の創出等が期待されます。

築90年の古民家をオーベルジュに再生した事例（山梨中央



赤煉瓦蔵を改修してつくられたクラフトビール醸造所。  
（伊予銀行の事例）

銀行）や、赤煉瓦蔵をクラフトビール醸造所に改修した事例（伊予銀行）など、現在までに45事例を紹介しています。各案件の関係者、および各銀行の創意工夫に満ちた取り組みを、ぜひご覧ください。（[https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story\\_id=1588](https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story_id=1588)）



日蓮宗総本山「身延山久遠寺」が鎮座する歴史ある地域に佇む築90年の古民家を、オーベルジュ「迎賓館えびす屋」として再生。  
（山梨中央銀行の事例）



<この他にも、当協会ホームページでは、以下の写真のような様々な事例を紹介しております>



富山銀行の事例（掲載時期2017年5月）



横浜銀行の事例（掲載時期2017年5月）



七十七銀行の事例（掲載時期2017年7月）



第四銀行（現第四北越銀行）  
の事例（掲載時期2017年7月）



南都銀行の事例（掲載時期2019年2月）



静岡銀行の事例（掲載時期  
2021年5月）

## 地方税統一QRコードの導入に関する全行説明会の開催

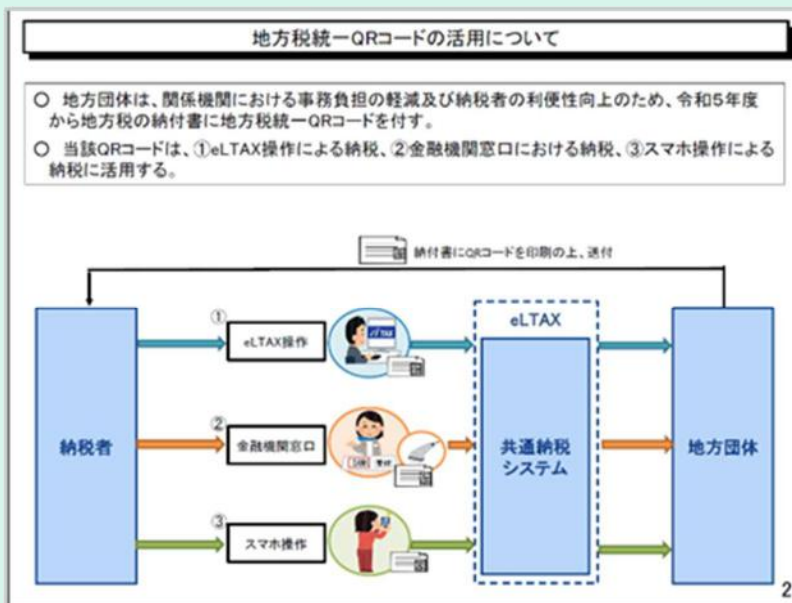
2023年度から、納税者の利便性向上、地方公共団体および金融機関の事務負担の軽減の観点から、全国の地方公共団体において、地方税（固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割）の納付書に統一QRコードを印字し、eLTAX（エルタックス：地方税ポータルサイト）による納税、スマートフォン操作による納税、金融機関窓口における納税、に活用することとなりました。

当協会は、地方税統一QRコードの導入に向けた地方銀行の対応を支援するため、2022年1月14日、総務省、地方税

共同機構、日本マルチペイメントネットワーク運営機構を招き、3回目となる「地方税統一QRコードの導入に関する全行説明会」を開催しました。

当日は、会員銀行全行の公務部門、ITシステム部門、事務管理部門等の実務担当者140名が参加し、統一QRコードを活用した地方税収納の運用ルールや事務・システム面の対応について理解を深めました。

当協会は、引き続き、統一QRコードの導入に向けて様々な情報提供を行うなど、地方銀行の対応を支援していきます。



地方税統一QRコードの導入に関する全行説明会（2022年1月）の様様

## 2022年度事業計画の策定

当協会は、2月の理事会において、2022年度事業計画を決定しました。

少子高齢化・人口減少の進行に加え、長期化する新型コロナウイルス感染症により、国民の生活意識・行動が影響を受けるなど、わが国経済を取り巻く環境は大きく変化しています。また、相次ぐ自然災害などを契機として気候変動問題への関心が高まっています。こうした中、社会全体でデジタル化を進め、生産性の向上を図っていくことが急務となっているほか、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた産業・社会構造の変革の必要性も高まっています。

こうした点を踏まえ、本計画において、当協会は右記の点に取り組むことをかかげています。

1. 様々な変化に対するレジリエンスを備えた持続可能な地域経済社会の確立
2. デジタルトランスフォーメーションを通じた金融イノベーションの促進
3. 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けたESG経営の推進
4. 顧客にとって安心安全な金融取引の実現
5. 金融を巡る諸制度・法律改正等への対応
6. 経営管理の高度化
7. 郵政民営化・政策金融への対応
8. 協会事業の高度化・円滑な運営

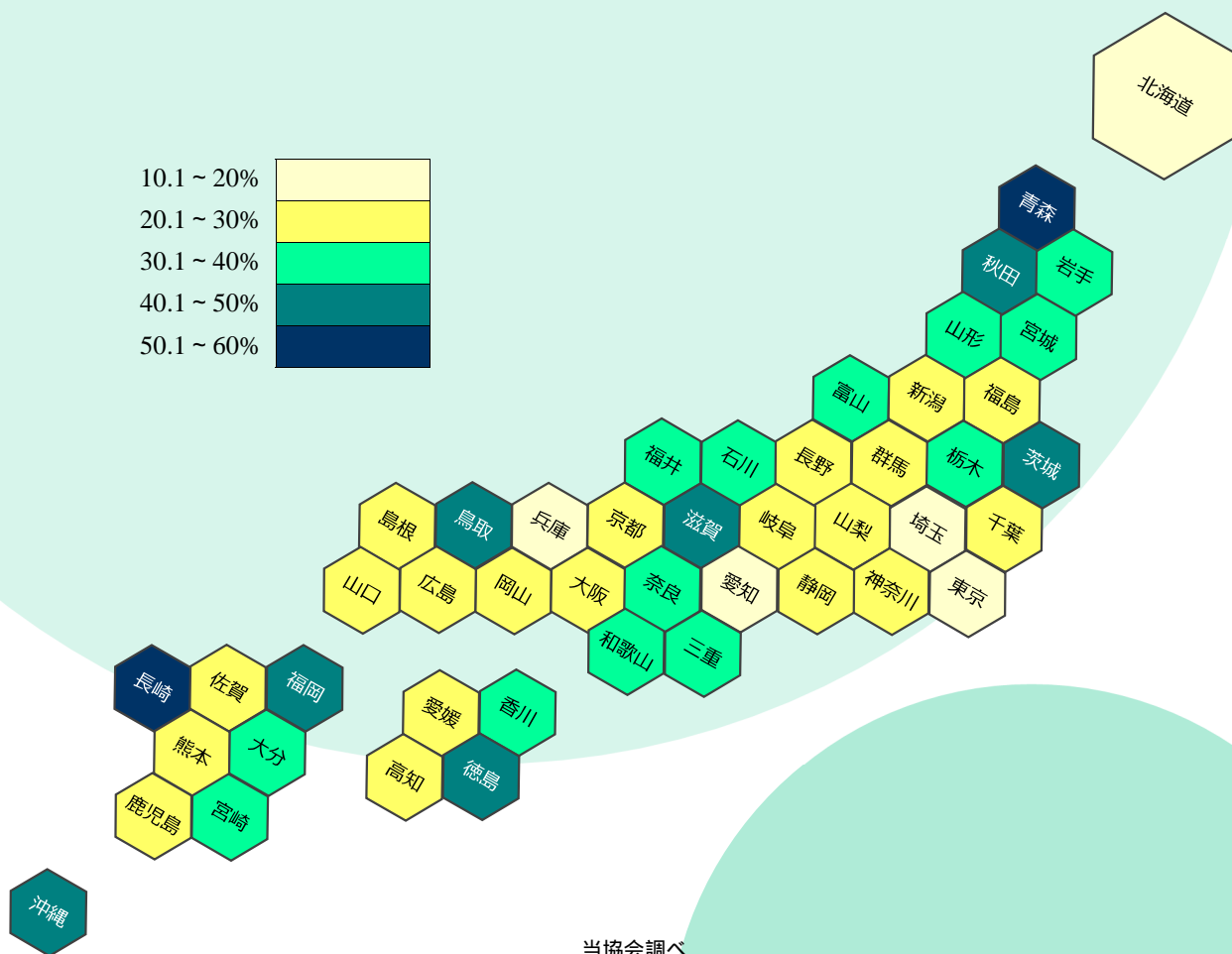
# 統計グラフ

## 地方銀行の都道府県別の店舗分布状況

地方銀行は、愛知県を除く全国46都道府県に本店を有し、それぞれの営業基盤エリア内に稠密な店舗網を形成しています。

以下の図は、各都道府県ごとの地方銀行の店舗数シェアを表したものです（2021年3月末時点）。

地方銀行の店舗数シェアは全国では概ね26.7%となっており、すなわち、金融機関4か店のうち1つが地方銀行の営業店です。都道府県別にみると、都市部では地方銀行の店舗数シェアは少なく（概ね10%台）、地方部で比較的大きい（概ね30～50%台）ことが見て取れます。



$(\text{地方銀行の店舗数}) \div (\text{都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫の店舗数合計})$

一般社団法人全国地方銀行協会

Regional Banks Association of Japan

地銀協レポート Vol.4 2022年2月16日公表

---

一般社団法人全国地方銀行協会

〒101-8509

東京都千代田区内神田3-1-2

TEL 03-3252-5170

<https://www.chiginkyo.or.jp/>